



公益社団法人 日本眼鏡技術者協会 会報

公益社団法人 日本眼鏡技術者協会

〒532-0003 大阪府大阪市淀川区宮原1-2-6 新大阪橋本ビル9F

TEL.06-4807-5070 FAX.06-4807-5009 <https://megane-joa.or.jp/>



Vol. 160
2021年7月
(9月発行)

発行人：木方伸一郎

編集人：杉本佳菜子

CONTENTS

- 認定眼鏡士から「眼鏡作製技能士」へ
国家資格を改革の土台に 木方伸一郎会長 2
国家資格「眼鏡作製技能士」のスタートに際して 岡本育三推進機構代表幹事 3
「眼鏡作製技能士」とはどんな制度 4
- 計報
森川聡相談役が逝去 8
- 日本眼鏡学会 年次セミナー 8
- トピックス
金井副会長が紺綬褒章を受章 9
- 議事報告
通常総会（2021年6月17日）新制度について活発な質疑応答 10
来賓あいさつ、2021・22年度代議員名簿 14
2021年度事業計画、公益事業区分の解説、2021年度収支予算書 15
臨時の会議 19
理事会（2021年3月4日）事業計画および予算案を承認 20
理事会（2021年5月6日）総会の議案などについて審議 22
- ブロック会議
近畿、中国、北海道 23
- 広報部より、編集後記 24



MARINE & WALK YOKOHAMA

撮影：時澤淳一郎さん（東京都支部）



国家資格を改革の土台に

公益社団法人 日本眼鏡技術者協会 会長
木方 伸一郎

いよいよ眼鏡技術者の国家資格制度がスタートします。今までの自主認定眼鏡士制度を土台にして、国からも認められる眼鏡技術者の資格制度ができたということは、大変意義深いことであると思います。

日本の現状に合わせた資格制度

欧米などの国々では、オプトメトリー制度が導入されていますが、その国々の医療体制は、わが国とは大きな違いがあります。

日本では、1万5千人近くの眼科医が眼科医療に従事されており、どの街に行っても眼科のクリニックが存在します。そのような日本の医療状況に合わせて、オプトメトリー制度ではなく、生活者の眼の健康のための眼科医療をサポートしていく眼鏡技術者の資格制度が、この眼鏡作製技能士制度です。

特例講習を受けて一級眼鏡作製技能士に

SS級以上の認定眼鏡士の方々は、2022年度から各地で実施する1時間の特例講習とその直後の受講内容についてのチェックテストに合格すれば、一級眼鏡作製技能士に登録申請することができます。

これは、長年実施してきた自主認定眼鏡士制度に対し、一定の評価が得られたものと考えております。ただ、コンプライアンスや眼科専門医との連携、インディビジュアルレンズなど、SS級試験では必ずしも十分とはいえないテーマについて、再度確認するための講習会とその理解チェックテストを行います。

なお、この特例講習会は、1回限りではなく、数回実施される予定で、万一1回目に不合格となっても何度もチャレンジすることができます。受講料は試験料も含め1回10,000円ぐらいを考えています。

協会会員を維持し、 生涯教育の新しい様式での継続

当協会は、新しく眼鏡作製技能士になれる方々にも、協会への入会を勧め、生涯教育を提供していきます。日々進化していくレンズやフレームなどに対応していくためや、変化する生活様式に適應するメガネの適切な提案をするためには、眼鏡技術者も知識や技術を向上させる必要があり、継続した生涯学習が欠かせません。また、厚労省や眼科医会もこの生涯教育の継続を推奨しています。

この新しい生涯教育は、2023年度からスタートします。より学びやすく、身につく内容と学習方法となるよう検討していきます。

眼科医・視能訓練士に信頼される 眼鏡店をめざす

この新しい国家資格制度を推進していく中で念頭においたのは、「生活者のための国家資格」を目指すということです。生活者の目線からメガネに関する業務を考えた場合、眼科医およびその下で業務する視能訓練士との連携が必要不可欠です。

そのためには、コンプライアンスや、その良好な連携のために眼鏡技術者がすべきことと、してはならないことを明確にして、その倫理を守っていくことが求められます。

また、直接お客様と接する眼鏡技術者だけではなく、その店、それを経営する企業にも求められることであると考えます。

この国家資格制度のスタートを土台に、私たち公益社団法人日本眼鏡技術者協会とより連携できる眼鏡店の組織の再構築を期待します。



国家資格「眼鏡作製技能士」の スタートに際して

眼鏡技術者国家資格推進機構 代表幹事
岡本 育三

多くの方々・団体の協力で成立へ

眼鏡技術者の国家資格制度は、2021年8月13日の厚生労働省令の改正を以って「眼鏡作製技能士」という形でスタートしました。

眼鏡技術者に国家資格制度が必要だという議論は1960年の眼鏡調整法案に始まり、1985年の眼鏡調製士法案、眼鏡士法案の議論が行われましたが、成立させることができず、2001年に認定眼鏡士制度という形で民間資格制度がスタートしました。アジア近隣諸国、欧米先進国を中心に、世界の40カ国以上で眼鏡技術者の国家資格制度が導入されているので、先進国の一員である日本にも国家資格制度が必要であるという考え方が強くなってきました。

2009年に、財団法人日本消費者協会、生活評論家の方々にも加わっていただき、眼鏡技術者の資格制度推進委員会（委員長：大頭仁早稲田大学名誉教授）をスタートさせ、あるべき姿の国家資格制度を検討しました。この推進委員会に消費者団体の代表者に加わっていただいた理由は、消費者にとってメリットのある資格制度でなければならないと考えたからです。この委員会での方向付けを以って、2011年に眼鏡技術者国家資格推進機構（代表幹事：故白山晰也氏）がスタートし、津田節哉氏、岡本育三へ引き継がれてきました。10年間に及ぶ長い道のりは決して平坦ではなく、多くの紆余曲折に面しましたが、迷った時の判断基準は常に眼鏡ユーザーである消費者を中心に考え対処してきました。

消費者、技術者の声を聞く

そこで、一般消費者の意見を聞くために、2010年に財団法人日本消費者協会を通して「メガネにつ

いてのアンケート調査」を行い、2014年には眼鏡技術者国家資格推進機構で「累進眼鏡の使用実態調査」を行いました。また、2019年には眼鏡データベース（眼鏡光学出版株式会社）を活用し、大手100社のうちの65社（有効回答54社）および、一般眼鏡店1,015社（有効回答564社）を対象に、技能検定制度を導入した場合の受検希望者数調査を実施し、有効回答結果では合計17,342人の眼鏡技術者が技能検定を受検したいと答えておりました。この様な各種調査を基本とした活動とともに、関係各位、会員各位のご理解とご協力で「眼鏡作製技能士」という国家資格制度が成立しました。

眼鏡作製技能士導入の目的

国家資格「眼鏡作製技能士」の導入に当たっては、明確な目的があります。その目的とは、①眼鏡購入者に眼鏡技術者・眼鏡店選びの一つの手段を提供する。②コンプライアンス・眼科専門医との連携を強化し、消費者から信頼される眼鏡業界の確立を目指す。③眼鏡技術者の技術・知識レベルの向上を図る。④業界共通の「ものさし」（1級、2級の導入）として技能を客観的な立場から公平・公正に評価する。⑤眼鏡作製職種の社会的地位の向上を図る。⑥眼鏡作製職種従事者の処遇向上（働き甲斐のある業界に）を目指す、ということです。

これからも、これらの目的を忘れることなく、生涯教育の導入を含めた資格制度に進化させ、さらに充実するように努めていかなければなりません。

今までの認定眼鏡士と国家資格である「眼鏡作製技能士」の一番大きな違いは、眼科専門医との連携が重要事項として含まれている事です。今日の超高齢社会に於いて、より良いメガネを提供するために

は眼科専門医との連携なしに目的を達成する事はできません。「眼鏡作製技能士」は各自が持っている専門的な技術・知識を十分に活用するだけでなく、不足している知識を眼科専門医、視能訓練士との連携で補い、トータルビジョンケアを提供する一員として活躍するのがあるべき姿と考えます。

多くの歳月を掛けて成立した国家資格制度でありますが、この制度が消費者のQOV（視覚の質）、あるいはQOL（生活の質）に貢献するためにポジティブに活用され、やがては眼鏡業界の発展に貢献する事を切に願っております。

認定眼鏡士制度は、2022年3月末で終了します そして、「眼鏡作製技能士」へ

「眼鏡作製技能士」とは、どんな制度

2001年にスタートした認定眼鏡士制度は、来年2022年3月末で終了し、国家資格「眼鏡作製技能士」へと移行します。

「眼鏡作製技能士」は、厚労省の行う国家検定試験です。技能検定とは、働くうえで身につける、または必要とされる技能の習得レベルを評価する国家検定制度で、試験に合格すると合格証書が交付され、「技能士」と名乗ることができます。眼鏡作製技能士には、1級と2級の等級があり、一度取得されれば更新などの必要はありませんが、生涯教育などで新しい知識や技術を習得してください。

今年6月10日、厚労省へのプレゼンテーションを行いました。以下は、その際に作成した資料から抜粋したものです。

1 「眼鏡作製職種」技能検定の基本的な考え方

1. 業界共通の「ものさし」として技能を客観的に評価する

既存の認定制度の経験を用い、国が定める基準に基づき技能を再評価する。

2. メガネの購入者に眼鏡技術者・眼鏡店選びの一つの手段を提供する

メガネの購入者の80%以上は自分に合ったメガネを作製してくれるという期待から、眼鏡技術者には国家資格制度が必要と言っている。

3. 眼鏡技術者の技術・知識レベルの向上

公的資格の取得意欲は眼鏡技術者の技術・知識レベルの向上に繋がり、結果として顧客満足度の高いメガネの提供に結び付く。

4. 眼鏡作製職種の社会的地位の向上

公的に能力や質を証明することで、眼鏡作製職種のアピールに繋がる。

5. 眼鏡作製職種従事者の処遇向上

処遇改善やキャリアアップの材料として活用できる。

6. 既存有資格者（認定眼鏡士）のスムーズな技能検定への移行と受検機会の拡大

眼鏡専門学校卒業生に加え、すでに業界で働いている経験者を広く受検者として迎える。

2 「眼鏡作製職種」の定義

眼鏡作製においてお客様のメガネの使用状況・目的を聞き取るとともに、視力の測定、レンズ・フレームの販売、加工前作業、レンズ発注・加工、引き渡し、アフターケアを行う眼鏡作製の総合エキスパート。

総合エキスパートとして求められる知識や能力

- 知 識** ①視機能、光学、商品、販売、加工作業、フィッティング ②企業倫理・コンプライアンスに関する幅広い知識 ③眼鏡業界に関する専門的な知識
- 能 力** ①お客様のニーズをくみ取るコミュニケーション能力 ②お客様に合ったメガネを作製する測定・加工・調整能力 ③お客様に正しい装用・保管を説明する説明能力

3 等級の水準

1 級	眼鏡業界の動向を把握し、顧客のメガネに関する潜在的なニーズをくみ取り、最新の技術で製造されたレンズ、フレームを活用し、顧客に最適なメガネの提案ができます
	眼鏡作製に必要な詳細な知識・技能を身につけているのみならず、それらを体系的に理解しており、ほかの眼鏡作製従事者の指導や育成を実施することが可能
	眼鏡作製知識・技術だけでなく、コンプライアンス、眼科専門医との連携に関する十分な知識と総合的なマネジメント能力を持ちます
	※後進の目標となる眼鏡作製技能士
2 級	顧客のメガネに関するニーズをくみ取り、販売されているレンズ、フレームを活用し、適切なメガネの提案ができます
	眼鏡作製に必要な概略の知識・技能を身につけており、顧客のニーズに応じたメガネを作製する事ができます
	※業界のベースとなる眼鏡作製技能士

4 技能検定試験について

札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・岡山・福岡の7会場（1級・2級、学科・実技試験共通）

	受検手数料（非課税）	1 級	2 級
学科試験（90 分）	8,900 円	選択式（50 問、多肢択一法）	真偽法（25 問） 選択式（25 問、多肢択一法）
実技試験（3 科目）	29,900 円	（下の 3 科目）	（下の 3 科目）
実技試験（個別）	11,500 円	視力の測定（30 分）	視力の測定（30 分）
	9,200 円	レンズ加工（25 分）	レンズ加工（30 分）
	9,200 円	フィッティング（20 分）	フィッティング（30 分）

受検の受付など

	学科試験	実技試験（学科試験合格者が対象）
受付期間	2021 年 12 月初旬から 2022 年 2 月末	2022 年 6 月初旬から 6 月末
受付方法	①インターネットおよび郵送による申込 ②申込は、「個人申込」と「団体申込」の 2 種	インターネットおよび郵送による申込
受検手数料の支払方法	①クレジットカードによるオンライン決済、銀行振込、コンビニでの払込、郵便振替に対応予定 ②「団体申込」は請求書による一括払い	クレジットカードによるオンライン決済、銀行振込、コンビニでの払込、郵便振替に対応予定
合格発表	2022 年 5 月下旬	2022 年 11 月中旬

実技試験について（受検資格は学科試験合格者）

お客様のご要望を把握し、正確な視力の測定により完全補正值を求め、レンズとフレームを適切に組み合わせ、一人ひとりの顔に快適にフィットさせるための知識と技能を評価します。

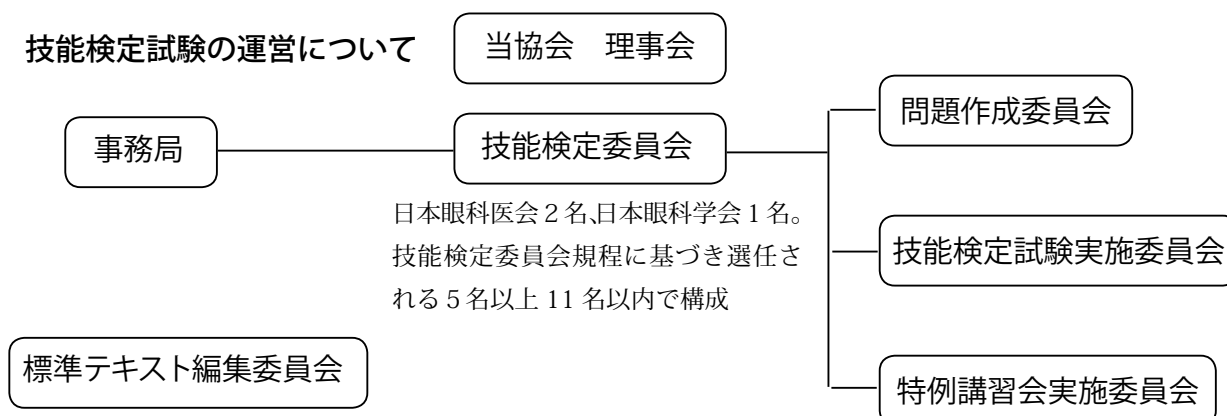
	1 級	2 級
視力の測定	被検者の現用眼鏡のヒアリング、遠用瞳孔間距離、遠方での裸眼視力および現用眼鏡視力の測定、視線の確認、単眼での補正度数の測定、両眼バランスの測定、バランス後の使用レンズ度数および両眼での最高視力を求めます	被検者の現用眼鏡のヒアリング、遠用瞳孔間距離、遠方での現用眼鏡視力の測定、単眼での補正度数の測定、両眼バランスの測定、バランス後の使用レンズ度数および両眼での最高視力を求めます
フィッティング	指定されたマネキンにフルリム・メタルフレームを用いてフィッティング	
レンズ加工	レンズのサイズ合わせおよび面取りをし、フルリム・メタルフレームへの枠入れと鼻パッドの交換を行います	

受検資格・試験免除基準

※ 2 級から 1 級への進級も可能です

等級	試験科目	実施時期	受検資格
1 級	学科試験	4 月中旬	2 級の技能検定に合格した者であって、合格後、眼鏡作製に関する業務に 2 年以上の実務経験を有する者
			眼鏡作製に関する業務に 5 年以上の実務経験を有する者
			3 年制以上の全日制眼鏡専門学校を卒業した者又は当該専門学校を卒業する見込みのある者であって、公益社団法人日本眼鏡技術者協会会長が受検を認めた者
			3 年制以上の全日制眼鏡専門学校と同等以上と認められる外国の学校を卒業した者であって、公益社団法人日本眼鏡技術者協会会長が受検を認めた者
2 級	学科試験	4 月中旬	1 級の学科試験に合格した方
			ただし、当該学科試験に合格した日の翌日から起算して 3 年を経過する日の属する年度の末日までに行われる実技試験を受検する場合に限る
	実技試験	7 月下旬～9 月中旬	眼鏡作製に関する業務に 2 年以上の実務経験を有する者
			2 年制以上の通信制眼鏡専門学校を修了した者
2 級	実技試験	7 月下旬～9 月中旬	2 級の学科試験に合格した者。
			ただし当該学科試験に合格した日の翌日から起算して 3 年を経過する日の属する年度の末日までに行われる実技試験を受検する場合に限る

技能検定試験の運営について



5 現在、認定眼鏡士の方

眼鏡作製技能士となるためには、各等級の技能検定試験に合格することが必要ですが、現在、認定眼鏡士の方はこれまでの実績を考慮した特例措置があります。

特例措置は、特例講習を受講し、講習後の修了試験に合格すると技能検定試験が免除（S級は学科のみ）され、眼鏡作製技能士とすることができます。

特例講習・修了試験は、2027年3月までとなりますが、一度不合格となっても2027年3月までは何度でも受けられます。

認定眼鏡士の方の特例措置

■ SS級およびSSS級認定眼鏡士（2022年3月末現在）

1級眼鏡作製技能士の特例講習を受講し、講習後の修了試験に合格すると1級の技能検定試験の学科および実技試験は免除され、1級眼鏡作製技能士となります。

■ S級認定眼鏡士（2022年3月末現在）

2級の特例講習を受講し、講習後の修了試験に合格すると、2級の技能検定試験の学科のみ免除、2級的眼鏡作製技能士の実技試験を受検し合格することで2級眼鏡作製技能士となります。

※特例講習の修了試験に合格した翌日から3年の年度末までに行われる実技試験を受検する場合に限ります。

特例講習会・修了試験

特例講習会の受付は2022年3月初旬から、講習の日程は2022年7月中旬、特例講習会後の修了試験の合否は2022年11月中旬に予定しています。※変更となる場合がありますので、ご注意ください。

受講料・受験料は、10,000円ぐらいを考えています。

※なお、眼鏡作製技能士はこれから始まる制度ですので、状況に合わせて修正・変更をする場合があります。

● 東京事務所開設

技能検定「眼鏡作製技能士」の職種新設に伴い、試験業務を専門に行う当協会の東京事務所を8月16日に開設しました。

東京事務所長 兼 技能検定試験担当事務局長：金子伸之

〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町19-8 八重洲 KH ビル 2F 電話 03-6265-1821 FAX03-6231-0084

今後の情報は随時 HP に掲載する予定ですので、時々ご確認ください。次号 Vol.161 は 2022 年 1 月中旬以降発行予定。

認定眼鏡士の登録証をご確認ください。有効期限が切れていませんか。

その他、ご不明なことなどがありましたら事務局までお電話（06-4807-5070）か、HP のお問い合わせフォームをご利用ください。

森川聰 相談役が逝去



当協会相談役の森川聰氏（もりかわ・あきら）が、4月28日、病氣療養中のところ逝去されました。1924年生まれ、97歳。

森川氏は、1984年から1998年まで7期14年にわたり副会長、理事を務めたほか、兵庫県支部長を1期2年、顧問を1期2年、参与を5期9年、2010年からは相談役に就任されました。

また、全日本眼鏡連盟会長、兵庫県眼鏡専門小売協同組合理事長、技術者・認定資格制定委員会委員など多数歴任されました。

1998年には業界への貢献が認められ、秋の褒章で勲五等瑞宝章を受章されました。

＝ 日本眼鏡学会 第25回年次セミナー

「眼科医・視能訓練士との連携」で討論



日本眼鏡学会（魚里博理事長）は「医療啓発（学校保健）：眼鏡の間違った知識」をメインテーマにした第25回年次セミナーを5月27日、仙台市の仙台国際センターで開催した。同セミナーは、技術者協会宮城県支部および東北文化学園大学の共催。大会長は（株）メガネの相沢社長の相澤久美子氏が務めた。プログラムは3部構成で、講演・パネルディスカッション、一般演題。

今回は新型コロナ感染拡大防止のため、初のハイブリッド形式で開催。セミナーは会場参加・Zoom・音声付きパワーポイント等によりプログラム通り行った。受講者の会場参加は無しとしたが、申込済みの受講者向けに学会HPで6月7日から期間限定でセミナー動画を配信した。

開会にあたり相澤大会長は「コロナ禍ということから初の試みとしてハイブリッド開催となった。受講者には動画視聴により一般演題、ランチョンセミナー、教育講演、パネルディスカッションを聴講していただく。眼科医、視能訓練士、眼鏡技術者が議論を深め、高度で優れた知識を得ていただきたい」と話し発表に移った。

第1部研究発表は、座長に東北文化学園大学教授の坂本保夫氏、キクチ眼鏡専門学校教授の今枝大氏を迎え研究成果8題が発表された。ランチョンセミ

ナーは（株）ニコン・エ

シロール、HOYA（株）ビジョンケア部門の2社。

第2部教育講演は、東京眼鏡専門学校校長の魚里博氏を座長に鈴木眼科吉小路院長の鈴木武敏氏が「眼科のネグレクト～スマホも一つ：子どもに加え高齢者の眼鏡不装用」をテーマに講演。次に、眼鏡技術者国家資格推進機構代表幹事の岡本育三氏を座長に、眼科医で東北文化学園大学視覚機能学専攻長の門屋講司氏が「大学生のコンタクトレンズ装用と眼鏡の併用状況」で講演。

第3部パネルディスカッションは「快適な視機能補助具の開発・提供を目指して～眼科医が求む眼鏡士とは、そして視能訓練士との連携とは～」をテーマに行なわれた。パネリストは鈴木氏、門屋氏および同大学視機能学専攻助教の原口翔太氏、技術者協会教育部長の内田豪氏、SSS級認定眼鏡士の大沼正義氏。魚里氏および技術者協会会長の木方伸一郎氏がコーディネーターを務めた。

続いて、コーディネーターの質問に応じる形で議論を進めた。最後に、魚里氏から第26回年次セミナー（2022年5月26日、東京・お茶の水の連合会館）の案内があり閉会した。

（記事・写真提供：眼鏡光学出版株式会社）

金井副会長が紺綬褒章 UNHCR 設立70周年記念で ビデオインタビューや 長野智子氏によるインタビューも



紺綬褒章を受章

国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）が設立70周年を記念し、当協会の金井昭雄副会長（株式会社富士メガネ代表取締役会長）へのインタビュー動画を制作、SNSを通じて世界に配信されました。日本語の掲載サイトは、<https://twitter.com/japanforunhcr/status/1406956038637592581>

ツイッターのほか、フェイスブック、インスタグラムでも紹介されています。

また、国内でも国連 UNHCR 協会の報道ディレクター長野智子氏からインタビューを受けました。「難民支援の現場に眼鏡を届けて38年～企業による難民支援のありかたとは 日本人初のナンセン賞受賞者 富士メガネ金井昭雄会長に聞く～」というもので、前編、後編となっています。前編では、新型コロナウイルスが視力支援活動にはどのような影響があり、どう対応したのかと問われ、「今の時期、直接訪問

するのは非常に難しい状況。今年は、メガネ約3500組と一緒に白内障の手術後に移植する眼内レンズや補聴器を数十組送っていますが、難民一人ひとりの方と直接お会いすることができない状況は、本当に残念に思っています」と答えています。このほか、視力支援活動への想い、オプトメトリストとしての使命感、支援初期の苦労と UNHCR との出会い、「難民的体験」をした両親の影響、UNHCR への想い、今、民間企業ができること、若い世代へのメッセージなどの話題でまとめられています。

長野智子氏によるインタビュー記事 <https://www.japanforunhcr.org/news/2021/1984-01>

また、同社では UNHCR への資金援助も長年続けており、世界各地の難民の緊急支援、教育、自立支援プロジェクトなどに活用されていますが、このほどこの資金援助に対し、特定非営利活動法人国連 UNHCR 協会から推薦され、日本国政府より紺綬褒章を受章しました。6月23日、国連 UNHCR 協会の星野事務局長より褒状の伝達を受けました。

さらに、UNHCR からは東京 2020 オリンピックの聖火リレーランナーとして金井副会長が招待を受け、7月3日千葉県・松戸中央公園にて点火セレモニーに出席しました。この招待は、フィリッポ・グランディ UNHCR ハイコミッショナーが副会長を務める「オリンピック難民財団」から UNHCR へ提供された聖火リレー棒の一つということです。



国連 UNHCR 協会の HP

第11回 通常総会 報告

日 時／2021年6月17日(木) 午後2時～4時10分
会 場／WEB会議 メイン会場：ニューオーサカホテル（大阪市淀川区）、
サブ会場：東京事務所（油脂工業会館 会議室）、個人参加
出 欠／社員総数110名中、出席33名、委任状提出77名

新制度について活発な質疑応答



大阪会場（メイン）



あいさつする木方会長



司会を務める中尾代議員



議長を務める福田代議員



説明する平岩財務部長

木方会長は、議事に先立ち「コロナ禍での2回目の総会となる。国家資格制度は思った以上に順調に進んでいる。岡本代表幹事をはじめ国家資格推進機構、新設の東京事務局にご尽力をいただいて、ここまできた。4月27日に試験機関として厚労省に申請、6月10日の専門委員による専門調査委員会で説明をさせていただいて概ね了解で進んでいる。生活者のための国家資格制度という一貫した姿勢を保ち、厚労省、眼科医会、業界、当協会の皆さんにご理解をいただきながら進めてきた。これまで、故福田元名誉会長、故大頭先生、先程黙とうを捧げた森川相談役、今日リモートでご出席の加藤顧問、津田顧問。挙げればきりが無いほど大勢の方に長い間、粘り強くご尽力いただいた賜物と感謝している。ただ決まったわけではなく、これからも気を引き締めていかなくてはならないが、眼科医会との話し合いができるようになり、白根眼科医会会長にも同じ方向に向かって直接話し合いを続けていきたいと思います」と述べている。さて、当協会が試験機関として認められた暁には公平公正な試験ができるように、しっかりと準備をしていくと同時に生活者のための組織の再構築を目指し、業界諸団体と議論を重ねていくステージにきている。今後についてわからないところ、決めていかなくてはならないところがあれば、ご質問、ご提言をしていただいて意見交換をしていきたい」と開会のあいさつを述べた。

【議事経過】

（1）司会の中尾卓司氏は、まず森川聡相談役をはじめ、この1年間に亡くなられた会員の方々への黙とうを要請した。次に、出席予定者数33名中33名出席、委任状77名計110名で定款第18条の規程により本総会が適法に成立と報告し開会した。

（2）開会のあいさつ（上記）

（3）司会の中尾卓司氏は、議長の選出について諮ったところ司会者一任の声があり、福田吉美代議員を指名し、全員の拍手をもって決定した。

（4）福田議長は、議事録署名人の選任について本職からの指名をもって決定したいと諮ったところ異議なしの声があり、乾隆司代議員（大阪府支部）、吉野紀子代議員（京都府支部）を指名、承諾を得た。



報告する内田教育部長

福田議長は、第1号議案および第2号議案双方関連があるため、一括して審議したいと諮り、異議なしの声で審議に入った。

【審議事項】

第1号議案 2020年度事業報告承認の件

福田吉美総務部長は、総会資料4頁から7頁に記載している2020年度事業報告、会議の開催状況、各部の事業活動および会員数等を読み上げて詳細に説明した。

第2号議案 2020年度収支決算承認の件

平岩幸一財務部長は、総会資料8頁から17頁に記載している2020年度収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表等について詳細に説明した。

福田議長は、ここで監査報告を要請、監事を代表して岡野雄次氏が4月15日に行った監査結果について、いずれも正確かつ適正に執行されていると報告した。

福田議長は、第1号議案、第2号議案について質疑を求めたが特に異議はなく、一括して承認を求め、全員の拍手で承認された。

続いて福田議長は、第3号議案および第4号議案双方関連があるため、一括して議題にしたいと諮り、異議なしの声で審議に入った。

第3号議案 2021年度事業計画承認の件

福田総務部長は、総会資料19頁から23頁に記載の2021年度事業計画について読み上げ、詳細に説明した。

第4号議案 2021年度収支決算承認の件

平岩財務部長は、総会資料24頁から28頁に記載の2021年度収支予算について詳細に説明した。

福田議長は、第3号議案、第4号議案について質疑を求めたところ次の通り質疑

が行われた

（質問）すべての生涯教育を通信講座に振り替えることは決定か。教育特集号では開催支部もあった。

（回答）この後の報告事項で詳細を説明したいが、例外規定がある。

（質問）認定眼鏡士の普及啓蒙事業が計上されているが、省令改正となればナンセンスだと思う。9月にはほぼ国民のみなさんがワクチン接種できており、徐々にブロック会議、教育事業もできるのではないか。また、今後、会員が増えていくと思うが、公益社団法人で利益を出せないならば黒字をどうするか。来年度以降は、活動費が足りない支部に活動の助成を考えていただければと思う。また、試験費用の予算はどのくらいになるのか。省令改正となれば、臨時総会を開き定款の書き換えや試験や資格制度になっていくのかと思うが、いつ頃になるのか。

（回答）省令改正を見込んでその後のことを考えているが、定款の改正で臨時総会を開くことは、今のところ考えていない。コロナの状況が変わってくると、生涯教育などは実会場でということもでてくる。大きく変わるようなら補正予算も必要となる。とにかく今年度は、更新ポイントをきちんとしていただきたい。

今年度は支出が多いが来年度は特例講習、本試験の収入がある。



東京会場（サブ）

試験制度の移行に対して、支出はそれほど大きくはないと思う。その後の制度で当協会がどのような形で働きをしていくか。今までとは違った形になると業界の他の団体と考えている。業界全体で、眼鏡作製技能士をやっているかなくてはならない。その上で、生涯教育をやり、眼科との良好な関係を保ちながら大きな団体として全体でいきたい。その中で、当協会は試験機関として特定した形でやっていくかどうか。そうすると今までの事業とは



個別の参加は 30 名

少し違った支出になってくる。それは来年度にかかる問題で、今年度はコロナ禍でもワクチンが順調にいけば、ブロック会議などはリアルな形で話を聞き、説明しながら今後の業界の在り方という新しい形でのあるべき姿を考えていきたい。必要であれば、臨時総会で基幹決定をしていきたい。

（質問）予算案の 24 ページ、事業費が 51,828,000 円、管理費が 53,609,000 円で、逆転収差差益が 1,781,000 円になる。公益法人の収支予算書作成実務の構成の注意点としては、事業費は管理費を下回っていることだが今回は守らなくてもいいのか。また、予備費の項目がない。東京事務所が今秋には動き始めと思うが、総収入の 2～2.5%以内を予備費として計上してはどうかという提案だ。

（回答）内閣府に報告しているのは、管理費の中の人件費と家賃は事業費になる。公 1～公 5 で割り振って集計している。ここでは、管理費になっているが、内閣府に提出しているものは事業費と管理費は別になる。内閣府に提出している予算書では、事業費の方に人件費と家賃が含まれており、事業費の方が多くなっているが内閣府からの指摘はない。なお内閣府に提出する表は次回から添付する。

（質問）技能試験の協力援助費をこれだけ出す意味は、今の会員に技能検定が反映されるのか。

（回答 1）今回は支出になるが収入の部もあるので、会員に大きな負担をかけることはない。その前提で国家資格制度の試験機関として申請した。そのために収支が支出になるから通さないということは、できない状態だと考えている。単年度はそういう形だが総合的に考えた場合には、会員に不利益はない。

（回答 2）基本的な考え方だが、これは協力金ではない。当協会が指定試験機関ということは当協会が主体。推進機構は協力させていただくという立場。そこをぜひご理解いただきたい。そうでないと誰のための国家資格かわからなくなる。今の認定眼鏡士の方々に十分メリットがある内容になってくる。

福田議長は他に質問、意見がないことを確認し、第 3 号議案、第 4 号議案は承認された。

【報告事項】

（1）教育部報告（内田豪教育部長）SS 級の認定試験の日程、会場を説明。生涯教育は、通信講座に振替えていただくが、例外が 9 月以降数件ある。9 月以降、コロナの影響も多少緩和されているかという淡い期待もあり提案している。生涯教育のテーマは、「視覚と学習（読書）」、「眼鏡技術者のための眼と視覚の科学（眼底）」と報告。実技講習は密になること、また協力メーカーの問題もあり見送りとする。

福田議長は、教育部報告について質疑を求めたところ次の通り質疑があった。

（質疑）9 月以降に生涯教育を開くことで申し込みがたくさん来ている。昨年コロナで受けられなかった人もいたので生涯教育を 2 回開くことは可能か。また、昨年生涯教育が中止となり 3 回の受講がまだの人もいる。今年から来年にかけて開きたいと思うがどうか。

（回答）基本は通信講座で受講してほしい。できるだけ希望が叶うようにしたいが、申し込み状況、講師の手配などもあるため後日ご返事させていただく。

(2) 広報部報告(杉本佳菜子広報部長) 支部PR活動については、認定眼鏡士から眼鏡作製技能士への過渡期にあたるため、新聞広告などは認定眼鏡士を使わず「メガネの日」や「目の愛護デー」の内容でお願いしたい。また支部の負担軽減とある程度統一した文言、デザインで展開したいため広告見本として3パターン、男女別、カラー(モノクロ対応)を広報部で作成した。支部でサイズに合わせて新聞社等の広告担当に作成してもらるか、または広報部まで。見本の広告にある写真やイラストおよび広報部での作成費は無料と説明した。会報は、眼鏡作製技能士の報告を入れたいので本来7月の発行を遅らせて会員、認定眼鏡士に送付したい。

福田議長は、広報部報告について質疑を求めたが特にはなかった。

(3) 眼鏡技術者国家資格推進機構報告(岡本育三理事・眼鏡技術者国家資格推進機構の代表幹事)
4月27日に技能検定眼鏡作製職種の職種新設および指定試験機関の指定を厚生労働省に申請し、同日受理していただいた。それに基づいて、6月10日に職業能力開発専門調査委員会が開催され、専門調査委員の全員一致で申請事項が承認された。今日時点で、6月10日の専門調査委員会の委員からの質問が5項目あり、その回答作業を行っている。今後は、パブリックコメントの募集を厚生労働省が行う。厚生労働省の審議会を経て、8月中旬に厚生省令が改正される見込みで、12月初旬から受検者の申込受付を開始、2022年4月中旬に学科試験、7月下旬から9月中旬に実技試験を行う予定。なお、実技試験は学科試験をパスしないと受けられない。第1回の合格者が2022年11月中旬に発表される予定だ。98%ぐらいの確率で今回の国家資格制度は成り立つと考えている。

福田議長は、国家資格推進機構報告について質疑を求めたが特にはなかった。

続いて福田総務部長が、感謝状を贈呈する退任支部長を紹介(別項)、さらに加藤真代顧問、津田節哉顧問に来賓あいさつを願った。(14ページ)

福田総務部長は、全般を通して質問や意見を募ったところ次のような意見質疑があった。

(意見) 機構の報告のパブリックコメントは広く一般の人の意見を聞くということ。あった方がいいというコメントが必要になる。パブリックコメントがでる時期になったら、会員に出されるといいと思う。

(質問) 認定眼鏡士はなくなるのか。国家資格と認定眼鏡士があって、自分は認定眼鏡士として続けることはできるのかと会員の方に質問された。また国家試験に合格しなかったら資格を名乗れなくなるのか。

(回答) 認定眼鏡士は今年度で終了し、眼鏡作製技能士1本になる。今までの勉強を補う講習を受ければ眼鏡作製技能士となれる方向で申請をしている。決定ではないが、しっかりと講習を受けて内容を把握されればいける。もう一度受けられる。意志があれば眼鏡作製技能士になれると思っていただいていい。

福田議長は議長席を退席、司会の中尾氏は第11回通常総会の閉会を宣言した。

《感謝状贈呈》

中山勝弘氏(北海道支部)支部長5期10年
堀江 晃氏(岐阜県支部)支部長8期16年
*総会終了後、感謝状と記念品を送付させていただきました。



加藤真代顧問



長い間皆さまとお付き合いをさせていただき、私たち消費者の夢でもある国家資格の制定が目の前にきたこと、また岡本先生をはじめ協会が国家資格推進の中核として長い間ご活躍されていることに感謝すると同時に大変うれしく思っています。また、コロナ禍で大変なご苦勞の中、各支部でメガネの日の活動や消費者へのPRもされており敬意を表します。

皆さまが、公益社団法人の一員ということは、社会的に立派な仕事をしているというプライドを持っていただきたい。それを一人ひとりが自覚していただくと、この法人の存在意義、社会に尽くしていることを喜びにしていだけると思います。会員を増やすためには消費者への周知も必要。私たちも微力ながら、「資格を持つ皆さんのお店にいきましょう」という合言葉もできます。

また役員に女性ができ、事務局の女性達も大変がんばっている。店や認定眼鏡士への女性の進出は、男性達がスクラムを組んでくださっているからこそ女性の一人として感謝します。

津田節哉顧問



総会を非常にしっかりまとめていただいたが、今年は転換期で事業内容が難しい。再来年、国家試験を行う団体となった時の当協会はどうあるべきか、皆さんもお考えと思うが、あくまで生涯教育をも続ける教育団体として存続してほしいと思っている。

国家資格の機関ということは非常に大きなポイントだと思うが、今度の国家資格は1回取れば更新しなくてもいいが、消費者にメガネを提供するには、生涯教育を繰り返さないとダメだと思う。1回国家資格を取ったからもう遊んでいてもいいという雰囲気を作らないように眼鏡業界も眼鏡技術者の世界も常に最新の知識と技術を学んで、それを消費者に提供するという姿勢を貫いていただきたい。そのための技術者協会であり、そのための公益社団法人である。それをお願いとして私の言葉とさせていただく。

2021・2022 年度 代議員名簿

(順不同、敬称略)

支部・定数・代議員	支部・定数・代議員	支部・定数・代議員	支部・定数・代議員	支部・定数・代議員	支部・定数・代議員
北海道 10名 外崎勝彦 佐藤良治 高瀬 紳 伊藤亮人 中山勝弘 金井宏将 柴田一男 高田嗣久 中川明雄 中里幸生	茨城 1名 成田周一 栃木 1名 中田康之 群馬 2名 岡田充弘 平田典之 埼玉 5名 栗原宏治 大木重雄 大久保善司 山崎 満 清水 勉	山梨 1名 小宮山隆則 長野 3名 中澤國忠 丸山節雄 原 和男 新潟 2名 斎藤富男 上田 茂 富山 1名 井上定信 石川 1名 春田喜裕	岐阜 3名 額綱良司 浅田恭央 宇佐見潤 静岡 3名 原 伸雄 佐藤正次 正野智男 愛知 5名 平岩幸一 天野賢一 石川洋一 高木康光 井上敬康	大阪 9名 西田博之 乾 隆司 亀井正美 辻 一央 長江亜矢 中尾卓司 中島能澄 中西さつき 福田吉美 兵庫 5名 野矢 正 島津一介 森川 潔 加藤洋一 長井康洋	山口 1名 白石哲也 徳島 1名 相原雄二 香川 1名 銭川博美 愛媛 1名 田部健二 高知 1名 谷村昌紀 福岡 2名 仲西隆義 篠原徳弘 佐賀 1名 清水信弘 長崎 1名 中村尚広 熊本 1名 古賀寛治 大分 1名 木下英朗 宮崎 1名 山口清一 鹿児島 1名 岡野和典 沖縄 1名 松本友造
青森 1名 羽田和弘	千葉 5名 板倉 進 豊福映吉 石橋 直 川村茂樹 上野純雄	福井 1名 赤松賢治 東京 10名 山崎親一 石澤良澄 時澤淳一郎 白山聡一 九鬼悦子 前川公一 杉本佳菜子 高橋一成 金井 章 伏見浩二	三重 2名 岩佐正孝 芳山正直 滋賀 2名 金森敏彦 寺田昇一 京都 3名 吉野紀子 野原裕隆 小野純平 奈良 1名 森本 勝	和歌山 1名 山田 稔 鳥取 1名 持田典子 島根 1名 横山武志 岡山 1名 辻 戦三 広島 1名 竹田章浩	
岩手 1名 村上吉則	神奈川 6名 小野明夫 米村 護 宮澤秀仁 本多純二 清水良幸 武井弘子				
宮城 4名 松澤 等 熊坂謙一 高橋 直 長橋伸二					
秋田 1名 一ノ関勝義					
山形 1名 菅野年央					
福島 1名 齋藤知二					

2021 年度 事業計画

1. 総会の開催（法人会計）

- （1）2021 年 6 月に通常総会を開催し、① 2020 年度事業報告及び収支決算、② 2021 年度事業計画及び収支予算等について審議。

2. 理事会の開催（法人会計）

- （1）2021 年 5 月に理事会を開催し、① 2020 年度事業報告及び収支決算、② 6 月に開催する通常総会の議案等について審議。
- （2）2021 年 10 月に理事会を開催し、2021 年度上期事業報告及び上期決算報告を中心として審議。
- （3）2022 年 3 月に理事会を開催し、2022 年度事業計画及び収支予算について審議。

3. 正副会長・部長会議の開催（法人会計）

- （1）原則として、総会、理事会の開催に先立ち、議案の内容について審議。

4. 認定眼鏡士の資質向上に関する教育事業

消費者の求めに応じ眼鏡を調製する眼鏡技術者に、消費者の視力を保護し、最新の技術知識によるビジョンケアを提供する上で、消費者の信頼が得られるよう眼鏡技術者の責務を明確にし、資質を維持向上させるための資格認定試験及び資格取得者（認定眼鏡士）に対する生涯教育を実施する。

（1）SS 級認定眼鏡士の認定試験（公 1）

眼鏡専門学校を卒業せずに認定眼鏡士の資格を取得しようとする眼鏡技術者を対象とした資格試験である。試験合格者は、眼鏡専門学校の 3 年制のカリキュラムを修了した人と同一レベルの資格と位置づけている。試験の実施時期は例年 8 月～9 月の予定。試験内容は、学科 5 科目と実技 3 科目。

① 学科試験：視機能系、マネジメント系、医学系、光学系、加工調整系の 5 科目：5 会場＋ α 、1 日間。

② 実技試験：加工、測定、調整の 3 科目：5 会場 1 日間。

（2）生涯教育（公 2）

眼鏡技術者に、ビジョンケアに関する最新技術・知識を教育するため、毎年時宜に適ったテーマを選定し、全国各支部を巡回し講習会を開催しているが、昨年同様に今年度も新型コロナ感染拡大防止のため生涯教育・実技講習は中止を要請したい。新型コロナの感染は収まりつつあると期待しているが、感染防止の観点からすると、できるだけ通信講座を主体にするように支部には要請したい。ただ、眼科医会との関係など支部の事情がある場合は感染拡大防止に留意しながら実施するようお願いする。今年度のテーマ、スケジュール等詳細は 5 月に発行する「教育特集号（保存版）」に掲載。

① 生涯教育（学科講習会） 通信講座に振替

② 実技講習会 中止

（3）S 級認定眼鏡士は、眼鏡専門学校の卒業生及び通信教育課程修了者の申請を受け付ける。

（4）国家資格試験実施への準備として試験機関の申請手続き、試験のリハーサルの準備及び実施（公 1）

5. 新入会員受付（法人会計）

- （1）眼鏡専門学校の卒業生及び当協会の実施する認定眼鏡士試験に合格した人の本協会への新入会は年間を通して随時受付を行う。

6. 認定眼鏡士登録・更新（公 1）

- （1）眼鏡専門学校卒業生及び SS 級認定眼鏡士試験に合格した人を対象に新規登録の受付を、また既に認定眼鏡士の登録を済ませた後、3 年が経過し、かつ更新に必要な生涯教育の受講回数を満たした人を対象に更新登録の受付を実施する。受付期間は 12 月～翌年 3 月末まで、登録日は 4 月 1 日付けとする。

7. 認定眼鏡士制度の普及、啓蒙事業（公 4）

- （1）消費者に対して認定眼鏡士の目的、役割等について P R 活動を展開する。

-
-
- (2) 各支部においては、10月1日のメガネの日および10月10日の目の愛護デーを中心に支部の実態に応じたPR活動を実施する。

8. 助成・社会福祉事業（公5）

眼鏡技術者の社会的使命を遂行するため、失明予防事業への助成や、メガネの無料点検などの社会福祉活動を実施する。

- (1) 毎年10月に開催される「目の愛護デー」の協賛活動は、支部単位にて参加する。
(2) 日本失明予防協会への失明予防活動助成金の寄付を年1回、下半期に実施する。

9. 広報活動事業（公4）

- (1) 会員向け広報活動。会報No.160（7月発行予定）は事業計画や収支予算など、総会や理事会等の報告事項、ビジョンケア関連技術、国際会議などについて、No.161（1月発行予定）はブロック会議、日本眼鏡学会セミナー、各分会・支部活動などについて。会報は理事、監事、代議員などに送付するほか、HPへアップする。また5月末には年間教育日程を集約し、教育特集号を発行する。
(2) ホームページの維持・改善。消費者、会員に向けて随時情報を更新する。協会事業及び重要事項を適時にHPのJOAチャンネルへアップする。

10. 組織強化と支部活動支援事業（法人会計）

ブロック会議を開催し、協会の事業方針、活動内容を周知するとともに、支部役員との意見交換を通じ地方の声を協会の活動に反映させる。

- (1) 10のブロック毎にブロック会議を開催する。
(2) 支部活動支援。今年度は会費を半額にしたため、5月に支部助成金はゼロで、繰越金が赤字の支部については補填する。10月に支部PR活動助成金を支給する。

11. 眼鏡技術に関する国内外の資料及び情報の収集、調査、研究事業（公3）

ビジョンケアに関する新しい技術・知識について、資料及び情報を収集するとともに、眼鏡技術者の国際的な公的資格制度に関する調査・研究を行う。また、海外のオプトメトリストの制度・ビジョンケアについての最新情報などについて調査、研究を行い、セミナー開催による情報の共有化等を図る。

- (1) 眼鏡専門学校の研究事業を促進させるため、優秀な研究テーマについてHPなどを通じて周知を図る。
(2) 学術的テーマに関しては、日本眼鏡学会との共催によるシンポジウムを開催し、より幅広い技術・知識修得の場を提供する。
(3) 認定眼鏡士制度が、消費者からより一層の信頼を得られるよう、認定資格制定委員会を開催し、制度の見直し・拡充を図る。

12. 海外眼鏡技術者との交流事業（公3）

ビジョンケアに関する海外の状況を定期的に把握するとともに、日本の現状を紹介する。相互の交流を通じてビジョンケアの質的向上を図る。

- (1) 2年に1回開催のWCO（世界オプトメトリー会議）へ出席
(2) 2年に1回開催のAPOC（アジア太平洋オプトメトリー大会）出席
(3) 毎年開催されるISO国際会議へ出席

13. 関係団体との協調に関する事業（法人会計）

- (1) 日本眼鏡関連団体協議会が原則として年4回開催する幹事会に出席し、認定眼鏡士の登録状況報告などを通じて、眼鏡業界の動向把握・協調体制の確立に努める。
(2) 眼鏡技術者の公的資格の成立に向け、「眼鏡技術者国家資格推進機構」の中で具体的な取り組みを行う。
(3) 日本眼鏡販売店連合会との協調に努める。
(4) 各地区消費者センター等の関連団体との協調に努める。

公益事業区分の解説

(注記) 各事業計画末尾の(公1)、(公2)、(公3)、
(公4)、(公5)、(法人会計)の解説

公益社団法人への移行(平成23年4月1日)に伴い、公益事業を意識した事業運営が求められている。当協会が内閣府に対して申請した公益事業の概要を記載し、これまでの事業が公益事業のどの区分に該当するか、事業計画の項目毎に追記し明確化した。

(公1：公益事業1)＝「資格付与」に関連する事業

眼鏡技術者の資質の向上を図ることを目的として、一定の技術・知識レベルを持った人を「認定眼鏡士」として認定し、3年間の有効期限付き「認定眼鏡士登録証」を発行。また、資格保有者に対して生涯教育の受講を義務づけ、有効期間内に一定の条件を満たした人に、有効期限を更新した「認定眼鏡士登録証」を交付している。このように常に最新の技術・知識をもった認定眼鏡士を認定することにより、**一般消費者が適切な視力を維持するための支援が出来る人材を認定し公表することにより、一般消費者の利益の増進に寄与する事業**

具体的事業 ①SS級認定眼鏡士資格試験(教育部担当)②S級、SS級及びSSS級の認定眼鏡士登録証発行(会員組織部担当)③認定資格制定委員会の運営(法制部担当)

(公2：公益事業2)＝「講座、セミナー、育成」に関連する事業

眼鏡技術者の資質の向上を図るため、会員はもとより一般の眼鏡技術者に対して、新しい技術・知識を盛り込んだ講習会を毎年開催する。このことにより、一般消費者は常に新しい技術・知識に基づくビジョンケアを受けることが出来るなど、**一般消費者の利益の増進に寄与する事業**

具体的事業 ①生涯教育・実技講習会(教育部担当)

(公3：公益事業3)＝「調査、資料収集」に関連する事業

国内外の眼鏡関連団体との交流を通じて、新しい技術・知識についての情報収集や、眼鏡専門学校の毎年の卒業生の優秀論文を収集してHPにアップし、眼鏡技術者の知識レベルの維持向上に貢献し、**もって一般消費者の利益の増進に寄与する事業**

具体的事業 ①WCO(世界オプトメトリー会議)、APOC(アジア太平洋オプトメトリー大会)、ISO国際会議などへの出席や国内の眼鏡学校卒業生の優秀論文の収集などを通じて、国内外の新しい技術・知識の情報を収集(国際部、法制部担当)

(公4：公益事業4)＝「キャンペーン」に関連する事業

認定眼鏡士の目的、役割などは、該当する眼鏡技術者の公開等を通じて、一般消費者が適切な視力を維持するための支援が出来る人の存在を知らしめる等、**一般消費者の利益の増進に寄与する事業**。又、メガネの日を中心とした地域に於けるメガネの無料点検や洗浄、修理等のボランティア事業の他、HPを通じて会員並びに一般の眼鏡技術者に新しい技術・知識の情報を提供し眼鏡技術者の活性化を図り、**もって一般消費者の利益の増進に寄与する事業**

具体的事業 ①認定眼鏡士PR(広報部担当)②会報誌をHPへアップ(広報部担当)③教育特集号の発行(教育部、広報部担当)④ホームページの維持・改善(広報部担当)

(公5：公益事業5)＝「助成」に関連する事業

失明予防活動への助成や、メガネの無料点検などを通じた目に関する**社会福祉事業**

具体的事業 ①目の愛護デーへの協賛 ②日本失明予防協会への寄付

(法人会計)＝組織(技術者協会)を維持するための活動

具体的事業 ①総会、理事会、会員管理、会費の入金・支出管理等上記の5つの公益事業に属さない事業を「法人会計」関連事業と位置づけている。

2021 年度 収支予算書

2021 年4月1日～2022 年3月31日

科 目	予 算 額	前年度予算額	前年度対比	備考
	(円)	(円)	(円)	
I. 収入の部				
1. 入会金収入	2,600,000	2,800,000	△ 200,000	
2. 会費収入	18,375,000	18,830,000	△ 455,000	
3. 特別会費	29,147,000	29,556,000	△ 409,000	
4. 教育部収入	20,540,000	18,042,000	2,498,000	
5. 雑収入	13,000	13,100	△ 100	
6. 支部事業収入他	1,055,000	1,100,000	△ 45,000	
7. 積立金取崩（解約）	30,423,416	0	30,423,416	
当期収入合計 (A)	102,153,416	70,341,100	31,812,316	
前期繰越収支差額	11,591,545	16,040,610	△ 4,449,065	(注 1)
収入合計 (B)	113,744,961	86,381,710	27,363,251	
II. 支出の部				
1. 事業費	51,828,000	35,259,000	16,569,000	
(1) 教育関連事業	34,510,000	18,551,000	15,959,000	
(2) 普及啓蒙事業	2,200,000	2,900,000	△ 700,000	
(3) 社会福祉事業	650,000	650,000	0	
(4) 広報活動事業	1,650,000	1,460,000	190,000	
(5) 組織強化事業	6,000,000	4,050,000	1,950,000	
(6) 調査研究事業	400,000	200,000	200,000	
(7) 海外交流事業	1,518,000	1,688,000	△ 170,000	
(8) 関係団体事業	260,000	260,000	0	
(9) 支 部 事 業 費	4,640,000	5,500,000	△ 860,000	
2. 管理費	53,609,000	43,124,000	10,485,000	
(1) 本部管理費	32,784,000	34,624,000	△ 1,840,000	
(2) 支部管理費	7,825,000	8,500,000	△ 675,000	
(3) 東京管理費	13,000,000	0	13,000,000	
3. 什器備品購入	0	1,000,000	△ 1,000,000	
当期支出合計 (C)	105,437,000	79,383,000	26,054,000	
当期収支差額 (A)-(C)	△ 3,283,584	△ 9,041,900	5,758,316	
次期繰越収支差額 (B)-(C)	8,307,961	6,998,710	1,309,251	

(注 1) 2021 年度予算額の欄の前期繰越収支差額 11,591,545 円は、2020 年度決算確定値を記載

臨時の会議

■臨時総会

日時：2021年1月21日 午後2時～3時30分

場所：メイン会場（新大阪ワシントンホテルプラザ）、
サブ会場（東京都支部事務所）、個人

出席：社員数110名中出席26名、委任状提出83名



【審議事項】

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 補正予算案の件 平岩幸一財務部

長は、総会資料5頁から9頁に記載の2020年度収支補正予算書、収支計算明細書（補正予算案）等について詳細に説明した。2020、2021年度の年会費を3,500円にする。従って支部助成金も1人2,500円支給していたが1,250円とする。

第3号議案 入会及び会費規程一部変更の件 平岩財務部長は、総会資料10頁に記載している入会および会費規程の一部変更について詳細に説明した。

中尾卓司議長は第2号議案、第3号議案の承認を求め、全員の拍手で承認。中尾議長は議長席を退席。司会の福田氏は臨時総会の閉会を宣言し、午後3時35分に散会した。

■臨時理事会（書面） 日時：2021年3月29日、出席：理事25名中25名、監事2名中2名

【審議事項】書面臨時総会開催の件（今回の書面臨時理事会承認後、早急に開催します）

【提案理由】先の臨時総会で変更した定款について、再度変更の必要が生じたため。

審議結果、理事25名および監事2名の承認を得た。

決議事項を提案した理事：木方伸一郎代表理事、理事会の決議があったものとみなされた日：2021年3月31日、議事録の作成にかかる職務を行った理事：福田吉美業務執行理事

■臨時総会（書面） 日時：2021年4月6日、議決権を行使できる社員総数110名、議決権を行使できる社員の議決権総数110個

【決議事項】1月に眼鏡作製技能士の名称を使用した定款の変更をしたが、まだ決定していない名称を使用しないほうが良いとの指摘を受け、特定の名称を使用せず下記の案のように変更すること。

【変更箇所】第2章目的及び事業（事業）第4条（1）眼鏡を作製する人材の育成のため、講習会、研究会の開催並びに技能を客観的に評価する試験等の事業（2）眼鏡を作製する技能の向上に必要な内外の調査、研究並びに情報の収集及び提供（4）眼鏡を作製する技能に関する出版物の刊行ならびに一般消費者に向けての普及・広報事業

定款変更にあたり、届出、認定申請をする場合、担当行政庁より文言の変更指導があった場合は、その変更が変更趣旨を一にするとときに限り変更文言を指導どおりに読み替えるものとする。

なお、定款変更については、臨時総会の決議があったとみなされた時をもって効力が発生するものといえます。

決議事項を提案した理事：木方伸一郎代表理事、臨時社員総会の決議があったものとみなされた日：2021年4月13日、議事録の作成にかかる職務を行った理事：福田吉美業務執行理事

理事会 報告

日 時／2021年3月4日(木) 午後2時～3時40分
会場・出席／理事総数25名中、出席19名、欠席6名 監事2名中、出席2名 顧問1名
Web会議 ・大阪会場（ニューオーサカホテル） ・東京会場（東京事務所油
脂工業会館 会議室） ・個人参加

2021年度事業計画および予算案を承認



メインの大阪会場



あいさつする木方会長

議事を前に木方伸一郎会長は「本日の主な議題は2021年度の事業計画および収支予算だが、国家資格は推進機構で精力的に進めていただいております。下駄を履くまでわからないが、一番いい状態で計画を進めていきたい。当協会は試験機関として、金銭面・マンパワーの部分を全力で向かっていきたい。それ以降のあるべき形はこれから検討していく。日眼協が進めているSDGsの考え方にバックキャスティングというのがあり、これは今の時点で考えるのではなく、2030年にはこういった世の中でありたいという未来を見据えた考え・思考だ。業界ならびに眼鏡技術者のあり方について、9年後の2030年に向かった議論をしていきたい。生涯教育などを続けていくことを考えているが、まずは資格について来年度は全力を尽くしたい。認定眼鏡士から移行できるようにご理解とご協力をいただくとともに忌たんのないご意見をお願いする」とあいさつした。

続いて、木方会長が議長席につき、議事録署名人を指名し議案審議に入った。

【審議事項】

議題1. 2021年度事業計画（案）ならびに収支予算（案）

①福田吉美総務部長が、事前送付資料に基づき、2021年度事業計画（案）について詳細に報告した。

②平岩幸一財務部長が、事前送付資料に基づき、2021年度収支予算書（案）について詳細を報告した。

なお、補足として木方会長が国家資格の技能検定試験の経費と人件費・賃貸料の東京管理費として2つに分けて計上していると説明した。

議長が、意見、質疑を求めたところ、特に異議はなく、議題1について全員の拍手と挙手で承認された。

議題2. 2021年度生涯教育の実施について

内田豪教育部長が、当日配布資料に基づき詳細に報告した。2021年度の生涯教育も原則として通信講座を基本とし、実技講習会は実施しない。従来型での座学開催を予定している支部は9月以降での計画をお願いしたい。申し込み欄では、支部で開催したいが、現時点で保留を選択できる項目を追加した。検討した結果、今年度はWebでの生涯教育は実施しない。



司会を務める福田総務部長



説明する平岩財務部長



報告する内田教育部長

(質問) Web での開催を検討していただいたが、こういった懸念があるのか。兵庫県支部では 3 月 11 日に Web 講習会を予定している。

(回答) 問題点 (通信不通など) があれば取返しがつかないので今回は見送りにした。兵庫県支部で Web 講習を実施された時の問題などがあれば報告してほしい。

議題 3. 2021 年度広報活動について

杉本佳菜子広報部長が、当日配布資料に基づき詳細に報告した。支部 PR などは国家資格のことがあるので、メガネの日・目の愛護デーにちなんだ内容の企画を希望する。

(質問) 会報誌の発行は通常通り 1 月と 7 月だが、国家資格の報告などを考え秋頃は検討できないか。

(回答) 国家資格の経過次第で変更を検討したい。

議長は、意見、質疑を求めたところ、特に異議はなく、議題 2, 3 について全員の拍手と挙手で承認された。



報告する杉本広報部長

【報告事項】

(1) 2021・2022 年度支部代議員選挙結果／福田総務部長が、当日配布資料に基づき報告した。なお茨城県支部では補欠の代議員は空席となる。※ 14 ページ参照

(2) 眼鏡技術者国家資格推進機構の最近の動き／推進機構代表幹事の役職にある岡本育三理事が、当日配布資料に基づいて報告した。

(要望) 2022 年度の予算に影響してくるため、認定眼鏡士 SS 級 SSS 級から 1 級に移行するための特例講習会の受講人数を把握してほしい。

(質問) 特例講習会の場所、日程などをお聞きしたい。

(回答) 会場は札幌から福岡までの 7 カ所、1 か所につき 2 回を検討している。

(3) 日本眼鏡士連盟の活動について／特別出席の日本眼鏡士連盟の金子伸之事務局長が当日配布資料に基づき、参加した政治資金パーティを含む活動について報告した。2020 年 12 月臨時総会にて白山聡一理事長から風早昭正理事長へ交代

(4) その他 ①会員数ならびに認定眼鏡士登録者数／会員数 5,389 人、認定眼鏡士数 6,731 人 (2021 年 2 月末現在) ②今後の会議日程 (6 月以降の日程は案)

福田総務部長が、①②について当日配付資料に基づき報告した。

司会者が、報告事項について意見を求めたところ、特に意見などはなかった。

議長は、ほかに質問、意見がないことを確認し、審議事項と報告事項全部の審議を終了したとして午後 3 時 40 分に閉会を宣言した。



6 名が出席した東京会場



個別参加は 10 名

理事会 報告

日時／2021年5月6日(木) 午後2時～3時30分

会場・出席／理事総数25名中、出席18名、欠席7名 監事2名中、出席2名 顧問1名
Web会議 ・大阪会場（ニューオーサカホテル） ・東京会場（東京事務所油
脂工業会館 会議室） ・個人参加



20名が出席した

総会の議案などについて審議



あいざつする木方会長

木方伸一郎会長は「先月ご逝去された森川相談役は、福田会長の時にご活躍された。心よりご冥福をお祈り申し上げます。審議の中心は6月の総会議案の決算、事業報告、さらに国家資格の現状を岡本理事より詳しく説明していただく。当協会は4月27日に厚生労働省に申請書の提出を行い受理していただいた。順調にいけば、9月頃に改正手続きできるのではないかと期待している。秋以降には試験機関としての準備をしていかなければならない。皆さんからのご意見もいただきながら進めていきたいのでよろしく願います」と議事に先立ちあいさつした。

はじめに4月28日に逝去された森川聡相談役に黙とうを捧げた。続いて、司会の福田吉美総務部長が定款第34条に基づき理事会が成立すると宣言した。

【審議事項】

議題1. 第11回通常総会の開催について

①総会の日程、会場／福田総務部長が当日配布資料に基づいて報告したほか、理事会同様にWeb会議としたいと述べた。また、懇親パーティについては新型コロナウイルスの感染拡大の防止と安全優先の観点から中止と説明があった。原案通り承認。

②2020年度事業報告ならびに収支決算の件／事前送付資料に基づいて福田総務部長が2020年度事業報告、平岩財務部長が2020年度収支決算、岡野監事が監査結果を報告した。議長はほかに意見がないことを確認、原案通り承認。

【報告事項】

①従たる事務所について／2021年5月17日に従たる事務所の所在地として「東京都中央区日本橋兜町19番8号八重洲KHビル2階」を登記。②財務部副部長の交代について／中島能澄財務副部長より辞任の申し出があり、後任には乾隆司氏（大阪府支部代議員）が就任。③眼鏡技術者国家資格推進機構の最近の動きについて／推進機構代表幹事の役職にある岡本理事が、当日配布資料に基づき報告。また、4月27日厚生労働省へ木方会長が指定試験機関としての書類申請を提出。④その他／①会員数ならびに認定眼鏡士登録者数／会員数5,408人、認定眼鏡士数6,760人（2021年3月末現在）②会議日程

なお、広報部から「支部でのPRについては、新しい制度への移行もあるため、メガネの日、目の愛護デーに焦点をあて、広報部から原稿を2、3点提案するので参考にさせていただきたい。支部からは原稿を広報部宛てに送っていただき校正し、判断が難しい場合は会長の判断を仰ぐ」との報告があった。

議長は、ほかに質問、意見がないことを確認し、午後3時30分に閉会。



司会の福田総務部長



報告する平岩財務部長



報告する岡野監事

近 畿

1 月 28 日午後 2

時から近畿ブロック

の Web 会議が本部事務局と個別参加 3 名で開催。野矢ブロック長以下支部の関係者、本部からは木方会長と桐野事務局長の合計 11 名の出席。



冒頭、野矢ブロック長のあいさつ、木方会長からは臨時総会の議事報告（定款変更、補正予算案）を交えながらあいさつした。出席者の自己紹介をしたあと野矢ブロック長の進行により報告事項に移った。

本部事務局からは、認定眼鏡士登録状況推移、普及啓蒙事業ならびに広報活動事業とその他・予定の報告があり活発な質疑応答が行われた。木方会長からは定款変更により「従たる事務所を必要な地に置くことができる」「眼鏡作製技能士」とするなど変更箇所の説明があった。また、2020、2021 年度の会費を半額にする理由を説明。眼鏡作製技能士関連で、検定試験のリハーサルや実施予定時期、実技試験のリハーサルや公平公正な採点の在り方、試験官の選定方法などについて説明した。

各支部からは、生涯教育から通信教育へ振替、PR 活動、10 月イベント中止などについて報告があった。その他では、災害時に眼科医会との協力店の名簿を作成する。大規模災害において日眼協が主となる災害対策の指針があると説明。認定眼鏡士の登録者数が減少、会員の減少を食い止めることが必要。スキルアップのシステム作りは必要である。その他では SS 級試験などの質疑応答が行われた。

野矢ブロック長のあいさつで閉会した。

（写真は近畿ブロックの Web 会議画面）

中 国

2 月 3 日午後 2 時から

中国ブロック会議を Web

会議で開催した。辻ブロック長以下支部の関係者、本部からは木方会長と桐野事務局長の合計 9 名が参加した。冒頭、辻ブロック長からのあいさつ、続いて木方会長が前日東京で行われた国家資格試験のリハーサルの模様をはじめ国家資格の話を交えながらあいさつした。



本部事務局からは、認定眼鏡士登録状

況推移、普及啓蒙事業ならびに広報活動事業とその他・予定の報告があり活発な質疑応答が行われた。各支部からは、生涯教育へ振替、PR 活動、10 月の PR イベント中止などについて報告があった。その他では SS 級試験などの質疑応答が行われた。中島広島県支部長のあいさつで閉会した。

（写真は中国ブロックの Web 会議画面）

北海道

北海道ブロックは 3 月 2 日に書面によるブロック会議を行った。

第 1 号議案は 2020 年度庶務報告、第 2 号議案は 2020 年度中間収支決算、第 3 号議案は 2021 年度収支予算（案）、第 4 号議案は 2021 年度事業計画（案）、第 5 号議案は生涯教育および実技講習会、第 6 号議案は代議員改選に伴う同支部の新役員について。

8月10日午後2時から協会事務局をベースにWeb会議による広報部会を開催しました。

今回は、新制度への過渡期ということもあり木方会長を招き、また昨年に続き仲西社会福祉部長にもご参加いただきました。広報部からは、杉本部長、吉野副部長、豊福副部長、事務局から桐野事務局長が出席しました。



まず、杉本広報部長から支部PR活動の申請について8支部（秋田県、埼玉県、福井県、富山県、京都府、奈良県、岡山県、島根県）、また長崎県支部が申請予定と説明したあと、内容について読み上げました。木方会長からは「来年度は変化していきたいが、今回は過渡期のPRということでご理解いただきたい」、仲西社会福祉部長からは「メガネの日、目の愛護デーの広告では印象が薄いので、今回は申請が少なかったのではないかな」、吉野副部長からは「今年度は支部助成金がなく、補助金だけではPRはしにくいかな」、眼科医会から災害時のメガネの在庫について話があり申請した、豊福副部長からは「情報を得るのは本人が意識していくべきかと思う」など、様々な意見が出されました。PR補助金については、申請の出された8支部に補助金を支給、内容については別途考慮していくことにしました。

また、来年1月発行予定の会報の配布対象、2022年度の広報活動、さらに情報発信の方法として今後はSNSなどを活用するなどの意見がだされました。

編集後記

令和3年8月13日、厚生労働省HPに「技能検定『眼鏡作製職種』を新設しました」と報道発表資料が掲載されました。現在、厚生労働省は感染症関連の情報に溢れています。感染症の現状、医療機関やワクチン接種に関する情報等々、私たち国民の生活を守るための情報です。そのさなかに眼鏡業界初の国家資格制度が制定されました。

技能検定とは「働く人々の有する技能を一定の基準により検定し、国として証明する国家検定制度」（中央職業能力開発協会HPより転載）です。技能検定は、技能に対する社会一般の評価を高め、働く人々の技能と地位の向上を図ることを目的として、職業能力開発促進法に基づき実施されています。技能検定は昭和34年に実施されて以来、年々内容の充実を図り、令和3年4月現在130職種について実施されています。技能検定の合格者は令和元年度までに471万人を超え、確かな技能の証として各職場において高く評価されています。

新設された「眼鏡作製職種」の試験機関として「公益社団法人日本眼鏡技術者協会」が指定されました。認定眼鏡士として自主認定の資格制度を支えてきた一人ひとりの存在があったからこそ国家検定制度を業界に迎え入れることが叶いました。認定眼鏡士は、特別講習会で新しい知識を学び修了試験の合格により「技能士」と称することができます。そして、当協会は技能士に移行してからも新しい情報や知識を得る場を設け、HPに掲載しますのでご確認ください。

今号は、表紙と編集後記に人物の写真を選びました。編集後記はP9でご紹介しました金井副会長の歴史を象徴するような雄姿です。

令和3年は様々な意味で人間の祈念の年であると思います。健やかであってほしい。無事であってほしい。安らかであってほしい。活躍してほしい。持続可能であってほしい。未来に繋げて生きてほしい。人間の純粋な願いが人と人を繋いでいる新しい生活を迎えています。（佳）



金井昭雄副会長（聖火リレーランナー点火セレモニーにて）